

障害者通所施設の食費負担軽減の継続を求める意見書（案）

厚生労働省は、来年度の障害者福祉サービス等の報酬改定にあたり、通所施設を利用する低所得の障害者に対し、食費軽減措置を来年3月末で廃止することを検討しています。障害者や家族、施設関係者から不安と怒りの声があがっています。

利用者に「応益負担」を強いる障害者自立支援法の施行（2006年4月）によって、通所施設や短期入所を利用した場合、食費は全額自己負担にされました。それ以前は食費のうち食材料費だけの自己負担であったため、同法施行後3年間は、負担軽減措置が取られました。障害者団体から強い要望があり、これまで3回の報酬改定において期限を延長してきた経過があります。

食費は月22日利用の場合、負担軽減措置によって5千円程度ですが、これが廃止されれば、約1万4千円にもなります。負担増になるのは、就労支援や生産活動、入浴、食事など障害者の日中活動を支援する事業所を利用する障害者です。生活介護や就労継続支援B型のサービスだけでも、全国で延べ50万人余が利用しています。県内におけるB型サービス利用者は約4500人で、その多くが軽減措置の対象者です。

生活介護などの通所施設を利用する障害者の多くは、年金と工賃が主な収入源であり、年収200万円以下です。食費の負担増に加え、食費軽減措置がなくなれば、障害者の全額自己負担にもつながる危険があり、施設に通うことが出来なくなる人が続出します。

よって、障害者の置かれている暮らしの実態を無視した負担増案を撤回するとともに、食費負担の軽減措置を恒久的な制度とすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書提出する。

平成29年 月 日

茨城県議会議員 藤 島 正 孝

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣